

定時見積実施要領

北海道オホーツク総合振興局総務課需品係

- 1 定時見積りについて
北海道オホーツク総合振興局分の予定価格が100万円未満の物品（事務用品等（別紙1「定時見積りの対象物品」のとおり））の購入契約及び印刷物の製造の請負契約の方法について、定められた期間内に見積目録を提示し、定時見積参加業者から見積書の提出を受け、その後、契約の相手方を決定する定時見積を平成11年11月1日から実施することとする。
ただし、緊急の必要がある場合を除く。
- 2 対象機関について
納品場所が次のものに限る。
 - (1) 事務用品等
 - ア 網走地区（別紙2-1のとおり）
 - イ 北見地区（別紙2-2のとおり）
 - ウ 斜里地区（別紙2-3のとおり）
 - エ 紋別地区（別紙2-4のとおり）
 - オ 遠軽地区（別紙2-5のとおり）
 - (2) 印刷物
 - ア オホーツク合同庁舎
 - イ 東部耕地出張所
- 3 見積目録の提示期間について
請求課から物品購入決定書の回付があり、総務課需品係で決裁の完了した週の翌週に提示する。
なお、見積目録の提示開始日（月・火・水曜日）が祝祭日等の場合は中止する。
 - (1) 事務用品等
毎週月・水曜日の午前9時から翌開庁日正午まで。
 - (2) 印刷物
毎週火曜日の午前9時から午後4時まで。
- 4 結果の公表について
見積目録提示終了日の翌開庁日の正午までに結果一覧により公表する。
- 5 定時見積の実施手順について
 - (1) 見積目録の提示
見積目録を参加業者に向けて北海道オホーツク総合振興局ホームページ上で提示する。
納期は、事業課等から特に指定のない限り、原則として事務用品等は2週間程度、印刷物は1ヶ月程度とする。
 - (2) 仕様及び規格の確認
参加業者は、見積目録の「規格」欄に記載されている例示品または同等以上の性能の物品で見積書を作成する。
なお、例示品以外の同等以上の性能の物品で見積りをする場合は、見積書提出前に需品係の承諾を得るものとする。
 - (3) 見積書の提出
 - ア 提示された見積目録について受注を希望する業者は、上記3の提示期間内に見積書を提出（カウンター上の見積箱に投函又はホームページに掲載された見積書提出用メールアドレス宛てに送信）する。
なお、電子メールでの提出が困難な場合は協議の上、ファクシミリでの提出も可とする。
 - イ 見積書記載の金額は、消費税及び地方消費税等相当額を含めた額とする。
 - ウ 見積書には、本件責任者、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載（紙による提出の場合は押印でも可）する。
 - (4) 契約の相手方の決定・通知
提出期限到来後、直ちに見積書を審査して契約の相手方を決定し、北海道オホーツク総合振興局のホームページに契約の相手方を記載した結果一覧を掲載する。
 - ア 有効な見積書の提出を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りしたものを、契約の相手方とする。
 - イ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2以上あるときは、くじ引き（あみだくじ）により契約の相手方を決定することとし、対象となる見積書提出者に通知する。
くじ引きは最初に来庁した業者から引き、見積目録提示終了日の翌開庁日の正午までくじを引きに来ない場合は、総務課職員（需品係を除く。）が代理でくじを引くものとする。
なお、くじの作成、開札は総務課主幹が行うこととする。
 - ウ 相手方を決定するに至らない場合は、次回の定時見積に再度付すこととして差し支えないものとする。この場合において、別記「定時見積中止理由書」を作成し、物品購入決定書の「見積合わせ執行日時」欄に、次回の定時見積日を付記することで差し支えないものとする。
- 6 定時見積参加業者
 - (1) 参加の要件
 - ア 参加資格
競争入札参加資格者（物品の購入契約又は印刷物の製造の請負契約に限る。以下「資格者」という。）であり、北海道内に本店を有し、北海道オホーツク総合振興局管内に本店、支店又は営業所等（以下「本店等」という。）を有する中小企業者とする。
 - イ 参加申込みの公募等

原則として、北海道オホーツク総合振興局のホームページに掲載を行った上で、参加申込みの公募を行い、参加を希望する者から申込書（別紙3）の提出を随時受ける。

ウ 事務用品等の定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約

別表1のとおりとし、参加地域は対象市町村に本店等が所在する地域区分に限るものとする。

(イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約

別表2のとおりとし、参加地域は対象市町村に本店等が所在する地域区分に限るものとする。

(2) 参加者の指名

申込書の提出を受けたときは、参加資格の有無を確認の上、当該申込者を当年度間における定時見積りへの参加者として指名し、その旨を通知文（別紙4-1又は4-2）により通知する。

なお、参加者としての指名を受けた者は、特別な事情がない限り翌年度以降についても、当該年度に係る申込書の提出があったものとみなし、定時見積りへの参加者として指名する。

また、みなしで定時見積りへの参加者とした者については通知しないこととする。

(3) 指名の取消

定時見積りの参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消すものとし、その旨を書面により当該参加者に通知するものとする。

ア 競争入札参加等除外措置を講じられたとき

イ 競争入札参加資格者名簿に登載された資格者が、その資格を有しないこととなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く。）

ウ 参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

7 無効とする見積書の提出

(1) 記載金額その他見積要件が確認できない見積書の提出

(2) 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出

(3) 記名がない見積書の提出

(4) 見積提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書を提出したときの見積書の提出

(5) 代理人が2人以上の者の代理をしていた見積書の提出

(6) 見積書提出者が同一事項について他の見積提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出

(7) 無権代理人の見積書の提出

(8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出（当該行為が契約締結前と明らかになった者に限る。）

(9) 電子データによる見積書提出用メールアドレス以外への見積書の提出

(10) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

8 その他

上記の取扱いによる場合、物品購入決定書上の「参加業者及び入札（見積合わせ）の結果」を「決定業者及び決定金額」と読み替えるものとする。

沿革

平成	11年	12月	14日	一部改正
平成	14年	4月	1日	一部改正
平成	19年	3月	26日	一部改正
平成	21年	11月	19日	一部改正
平成	22年	4月	1日	一部改正
令和	3年	4月	1日	一部改正
令和	3年	7月	30日	一部改正
令和	4年	1月	6日	一部改正
令和	6年	1月	22日	一部改正